

## 核燃料物質の使用に係る許可に関する審査ガイド 及び廃止措置計画の審査基準の策定について

令和3年8月18日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

核燃料物質の使用許可を有する使用施設は199事業所（うち令第41条非該当使用施設<sup>1</sup>は188事業所<sup>2</sup>）あり、その使用変更許可申請の件数が多いことから、審査を安定的・効率的に進めるため、次の審査ガイドを策定することとしたい。

○核燃料物質の使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する審査ガイド（以下「審査ガイド」という。）

また、令和2年12月23日付けで使用規則の一部が改正され、核燃料物質の使用施設等に係る廃止措置計画認可申請における認可の基準が追加される等の見直しがされた。これに先立つ令和2年度第44回原子力規制委員会（令和2年12月9日）において、核燃料物質の使用は既に行っておらず、核燃料物質や放射性廃棄物の保管廃棄のみを行っている令第41条非該当使用施設に向け、廃止措置計画を申請するよう促すこととしており、こうした使用者から廃止措置計画の認可申請が見込まれる。（参考1）

現在、使用施設に関する廃止措置計画の詳細な審査基準が存在しないことから、次の審査基準を策定することとしたい。

○核燃料物質の使用施設等の廃止措置計画の審査基準（以下「使用施設等の廃止措置審査基準」という。）

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設。

<sup>2</sup> 令和3年8月1日現在。

## 2. 審査ガイドの策定

核燃料物質の使用許可を有する令第41条非該当使用施設における核燃料物質の使用の方法は定型的なものが多い。また、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「許可基準規則」という。）への適合性における審査事項が、閉じ込めの機能、遮蔽、火災等による損傷の防止など限定的である。

このような背景から、これまでの審査経験における知見の蓄積を踏まえ、また、申請者側に審査の予見性を与える観点からも、審査ガイドを策定することとしたい。

なお、許可基準規則においては、令第41条該当使用施設<sup>3</sup>に適用される条項、令第41条非該当使用施設に適用される条項、及び双方の施設に適用される条項がある。審査ガイドは、令第41条非該当使用施設及び双方の施設に適用される条項を策定対象とする。

また、審査ガイドは、許可基準規則及び「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規研発第1311274号。平成25年11月27日原子力規制委員会決定。以下「許可基準規則の解釈」という。）の規定を踏まえて策定することとなるが、この策定過程において、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）、許可基準規則及び許可基準規則の解釈の改正の必要性が生じた場合は、これらの改正も併せて行う。

## 3. 使用施設等の廃止措置審査基準の策定

核燃料物質の使用施設等の廃止措置計画の審査においては、現状、審査基準が存在せず、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」（原管廃発第13112716号。平成25年11月27日原子力規制委員会決定）を参照し審査を行ってきたが、発電用原子炉施設等と使用施設等とは、施設の規模、解体方法等に違いがあり、そのまま参照することに困難な部分がある。

<sup>3</sup> 令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用している施設。

そこで、廃止措置計画の審査を安定的・効率的に進めるため、また、申請者側に審査の予見性を与える観点からも、まずは必要性の高い令第41条非該当使用施設向けの使用施設等の廃止措置審査基準を策定することとしたい。なお、令第41条該当使用施設については、廃止措置計画の認可申請が当面見込まれないことから、追って検討することとしたい。

#### 4. 今後の予定

9月	原子力規制委員会に審査ガイド等の案を報告、了承
9月～10月	審査ガイド等の案のパブリックコメントの実施 (30日間)
11月	原子力規制委員会決定

(添付資料)

参考1 令和2年度第44回原子力規制委員会資料及び核燃料物質の使用等に関する規則